

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	第1種・第2種宿泊施設利用補助金（後期高齢者医療保険）	No.	2
予算事業名	後期高齢者医療事務事業		
予算科目	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 05老人福祉費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01第1種・第2種宿泊施設利用補助金	
部課名	市民生活部保険年金課	電話番号	049-251-2711 内線 311

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市後期高齢者医療被保険者保養施設利用補助要綱	
	その他		
開始年度	平成 21 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助	<input checked="" type="checkbox"/> その他

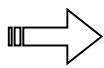
補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	後期高齢者医療保険に加入している者の心身のリフレッシュを目的として、埼玉県国民健康保険団体連合会が契約を結んだ施設など(入浴施設、ホテル・旅館、公共の宿等)で、保養目的に利用される方に、協定料金での利用提供または補助をするもの。 ※市長マニフェスト関連
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	後期高齢者医療保険の被保険者となったことによって、国民健康保険の被保険者であったときには利用することのできた補助制度が受けられないことは、不公平であるとの批判があったため。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	保養施設を利用する日に後期高齢者医療保険の被保険者（市内に住所を有する者に限る。）であること。
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	補助金額（※①と②を合わせて2泊が限度） ①第1種保養施設（埼玉県国民健康保険連合会の契約保養施設）の場合…1泊2,000円/人 ②第2種保養施設（国民健康保険健康管理施設外4施設）の場合…1泊2,000円/人 交付時の確認書類 ①第1種保養施設の利用の場合…被保険者資格 ②第2種保養施設の利用の場合…利用施設の利用料領収書
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 300 千円 平成21年度決算見込額を基に積算（※平成21年度からの新規制度） 150件×2,000円

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	※参考 平成21年度財源内訳…埼玉県後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金有 平成22年度以降の取扱いは不明

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	—	176件	150件	
交付(見込)件数の増減要因		新規補助	—	
決算(予算)額(A)	0	352,000	300,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	その他	0	318,000	0
	一般財源	0	34,000	300,000
概算人件費(B)	0	191,172	178,065	
概算補助事業費(A+B)	0	543,172	478,065	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	対象資格のみを確認すればよいため、実績報告書の提出は求めている。ただし、施設を利用した後、各契約施設又は国保連合会より、補助金額の請求書とともに補助券が添付されるので、それにより補助内容の確認をすることができる。また、公共の宿の宿泊の場合は、宿泊後なので、申請時に添付される領収書で補助内容を確認することができる。			

事業環境等	
見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	平成21年度からの新規補助であるため。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	導入の経緯にあるとおり、国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者との不公平感をなくすために制度化したものであり、状況の変化（国民健康保険被保険者に対する補助の廃止等）がない限り、説明責任が果たせないものと考えられる。
--	--

評価			
評価項目		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	事務の主体は行政が行わざるを得ない。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	直接、高齢者の健康の維持増進に結びつくものではないことから、優先度としては低い。	<input type="checkbox"/> 優先すべき <input checked="" type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	補助開始から2年目であり、今後この制度が周知されるのに従って利用が増えると考えられる。また、被保険者数自体も毎年1,000人程度の伸びがあることからそれに伴い利用者の増加を見込んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	被保険者数の増加と制度周知により、利用者の増加を見込むことができるので、心身のリフレッシュを図るという目的は達成できると考える。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		